

(計画構成イメージ第1章～第4章一部)

(仮称)宮城県教育振興基本計画
(答申中間案 素案)

宮城県教育振興審議会

教育振興基本計画の構成

はじめに

第1章 計画策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 策定方法

第2章 本県教育の現状

- 1 本県教育を取り巻く社会の状況
- 2 本県教育の課題

第3章 本県教育の目指す姿

- 1 目指すべき姿
- 2 計画の目標

第4章 施策の基本方向

- 基本方向 1 確かな学力と自立する力の育成
- 基本方向 2 豊かな人間性や社会性、健やかな身体の育成
- 基本方向 3 特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進
- 基本方向 4 教員の資質・指導力の向上
- 基本方向 5 期待と信頼に応える学校教育の推進
- 基本方向 6 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり
- 基本方向 7 生涯にわたる学習・文化・スポーツの活動の推進

第5章 計画の推進

- 1 アクションプランの策定
- 2 関係団体・関係機関との連携
- 3 計画の普及
- 4 進行管理

第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

宮城県では、本県教育行政の基本目標、基本理念である教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた取組の基本的な方向性を示す「みやぎ新時代教育ビジョン（平成9年3月策定）」、「宮城県生涯学習振興計画（平成18年3月第三次計画）」及び「宮城県スポーツ振興基本計画（平成14年12月策定）」等を策定し、それに基づき時代の変化に対応した施策を展開し、本県教育の振興を図ってきたところである。

しかしながら、全国と同様に、本県においても、人口減少社会の到来やそれに伴う少子高齢化の進展、さらには、高度情報化、国際化、環境問題等の大きな社会変化の中で、これから地域社会を支え、未来を創造する「人づくり」の必要性がこれまで以上に求められ、教育に対する期待と要請がますます高まっている状況にある。

このような中で、学校教育の基本計画として策定した「みやぎ新時代教育ビジョン」も策定後10年を経過し見直しの時期に入ったこと、また、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたこと、さらには、分野別の計画はそれぞれあるものの、本県教育行政の推進を図る総合的、体系的な計画がこれまでなかったことなどから、このたび、本県における教育を総合的、かつ、計画的に進めていくための教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

宮城県では、平成19年3月に、本県の将来のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにするための「宮城の将来ビジョン」を策定した。基本計画は、「宮城の将来ビジョン」の教育分野の計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県の教育の目指すべき姿を明確に示し、講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものである。

また、基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する教育振興基本計画としての性格を併せ持つものである。

3 計画期間

基本計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とするものである。

なお、基本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、〇年間ごとの具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定する。

4 策定方法

基本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関である「宮城県教育振興審議会」を設置し、諮問するとともに、県民の視点による意見を計画に反映するため、県民約4600名を対象とした県民意識調査や県内7カ所での意見聴取会を実施してきたものである。

また、教育委員会が所管する事務事業のみならず、知事部局が所管する事務事業も含めたものとする必要があることから、その策定に当たっては、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画策定本部会議」(以下「策定本部」という。)において策定するものである。

第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

- ・本県の住民基本台帳に基づく人口は、平成15年末の236万人を境に減少し、平成20年末現在で233万人となっており、5年連続で減少している。
- ・児童生徒数についても、小学校では昭和59年度、中学校では昭和63年度、高校では平成4年度を境に減少している。
- ・児童生徒数の減少は、学校規模の減少、部活動の縮小化、交友関係が限られ社会性が育ちにくくなど様々な影響が懸念され、その対応が求められる。

(2) 国際化の進展

- ・経済活動のグローバル化の進展等により、国際競争が激しさが増すと同時に、国内外の人々との交流の機会が増えるなど、あやゆる分野で国境を越えた相互依存関係が一層加速している。
- ・こうした社会・経済のグローバル化の中で、国際的視野を持ち、グローバル化に対応した人材や、他国の文化を理解する姿勢の育成を図るとともに、自らが住む地域の伝統・文化の理解も一層重要となっている。

(3) 高度情報化の進展

- ・インターネットや携帯電話の普及など急速に進む情報・通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活の在り方も大きく変化させている。
- ・知識・情報等が社会・経済活動の基盤としての重要性を増す中で、高度情報化に対応した人材が必要となっている。
- ・また、便利さ・有用性の一方で、個人情報の流出、インターネットを悪用した犯罪など、新たな問題も生じており、情報セキュリティや情報モラル等の対応が求められている。

(4) 労働環境の変化

- ・雇用条件の規制緩和等を背景に、企業の雇用形態が変化し非正規雇用者が増大するなど、労働環境が大きく変化している。

- ・また、若者の目的意識の希薄化なども指摘されており、本県のフリーターの割合は全国平均よりも高く、勤労観・職業観など、自らの在り方・生き方の醸成も求められている。

(5) 環境問題の深刻化

- ・地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となるなど環境問題が大きな課題となっている。持続可能な社会の構築を目指して、一人一人が、日々の生活の中で強く「環境」を意識していくことが大切となっており、教育の果たす役割も重要となっている。

(6) 国の教育行政の動向

- ・平成18年12月、教育基本法が改正され、「公共の精神の尊重」などが新たに盛り込まれるとともに、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の教育三法が改正され教員免許更新制が導入されることとなった。
- ・また、幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領の改訂に続き、高等学校学習指導要領と特別支援学校学習指導要領の改訂も示されたところであり、国の教育改革の動向を踏まえた適切な対応が求められる。

(7) 家庭や地域の変化

- ・少子化の進行、核家族化や都市化の影響等により、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化が指摘され、子どもを巡る生活環境が大きく変化している。
- ・こうした中で、家庭、学校、地域との連携を図りながら、社会全体での子どもの安全・安心の確保や子育てを行う親への支援などが求められている。

2 本県教育の課題

(1) 学校教育

① 学習指導

- ・文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」(平成20年度実施分)の結果を見ると、中学の国語は全国平均を上回っているが、その他の教科では全国平均をやや下回る結果となっている。また、本県の小・中学生は、基礎的・基本的な内容についてはおおむね理解しているものの、学んだことを活用する力に課題があることが指摘されている。
- ・小中学生の家庭での学習時間が全国平均より短く、高校1年生では、家庭学習をしない生徒が約3分の1を占めるなど、家庭学習時間の不足が見られる。
- ・教員の教科指導力の向上や児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実を図ることにより、「確かな学力」の定着を図る必要がある。

② 進路指導

- ・本県における平成20年度の大学進学率は44.9%であり、前年度に比べて2.3%向上しているものの、全国平均に比べ依然として低い状況にある。
- ・また、高校卒業者の就職内定率は、全国平均を上回っているものの全国順位では中位にある。さらに、本県における新規高卒者の離職率は、全国平均よ

り高く推移している。

- ・児童生徒が自らの個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を身に付けさせることや望ましい職業観・勤労観の醸成を図ることが課題となっている。

③ 生徒指導

- ・本県における平成19年の不登校出現率は、小・中学校が1.33%、高校が1.61%と全国平均より高い状況にあり、命を大切にする心や思いやりの心、公共のために尽くそうとする心などを学び身に付ける教育の重要性が指摘されている。
- ・いじめ等の問題行動については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であり、スクールカウンセラー等による教育相談活動の充実、学校・家庭・関係機関が連携した地域ネットワークの構築など、早期発見、早期解決に向けたきめ細かな対応や支援が求められている。

④ 特別支援教育

- ・障害を持つ児童生徒が通常の学級に在籍する事例が増えていること、また、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）への対応など、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う体制が求められている。
- ・特別支援学校高等部への進学を希望する生徒が増加している状況にあり、これらに対応した環境の整備が課題となっている。

⑤ 教育環境

- ・教員は学校教育において、最も重要な役割を担うことから、教員の資質向上について、不断の取組を行うことが必要であり、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を踏まえた総合的な教員の資質向上対策を講じる必要がある。

⑥ 健康教育、安全教育

- ・本県の児童生徒は、体格面では全国上位にあるものの、体力・運動能力が長期にわたって低下している。このため、運動・スポーツの楽しさや喜びを味わいながら、体力・運動能力を向上させる取組が必要である。
- ・通学路等で子どもが被害に遭う事件・事故が少なくないことや、宮城県沖を震源とする地震の発生確率が高まっていることなどから、学校と地域社会が連携し、児童生徒を守る体制を整備する必要がある。
- ・社会環境の変化等に伴う児童生徒の食生活の乱れや、肥満傾向の増大など食に関する多くの課題に対応するため、学校教育活動全体で食に関する指導に取り組み、学校での食育推進に努める必要がある。

(2) 社会教育

- ・たくましく生きる子どもたちを育む上で、地域社会は大きな役割を果たしてきたが、都市化、核家族化の進展など、社会状況の変化により、地域の教育力の低下が指摘されている。
- ・社会状況の変化を踏まえつつ、地域の人材等これまで蓄積されてきた教育資源を活用するとともに、学校、家庭、地域の連携を進めながら、地域の教育力を向上させることが求められている。

(3) 生涯学習

- ・経済活動のグローバル化や高度情報化の進展による急速な社会変化や環境問題の深刻化、さらには少子高齢化など様々な社会問題に対応するためには県民一人一人がこれらの課題に関心を払い、学び、考えていくことが必要である。
- ・そのためには、「いつでも、どこにいても」学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習環境の整備が必要である。

(4) スポーツ・文化

- ・県民の誰もが充実したスポーツライフを送ることができる「県民総スポーツ社会」を実現するために、身近で気軽にスポーツを楽しむ環境を整え、スポーツに親しむ機会の拡大を図ることが求められている。
- ・先人から受け継いできた郷土の伝統的な文化芸術や貴重な文化遺産、文化財を教育の場に生かしつつ、後世に伝承していくことが必要とされている。

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指すべき姿

(調整中)

2 本計画が目指すべき目標

これから時代の子どもたちは、少子高齢化や経済活動のグローバル化が進行する中、これまでに増して困難な環境の中で生きなければならない。このため、教育の重要性は、今後一層大きなものになってくる。大人たちも、まず、自らが手本になるよう、生涯にわたって学び続ける姿勢を子どもたちに示す必要がある。

本県の教育は、家庭、学校、地域社会等がそれぞれの役割を果たしつつ連携することにより、子どもたちが健やかな心と体を育み、自らの役割を果たし他者に貢献するために必要な力を身に付けること、また、すべての県民が自ら学び続ける環境づくりを目指すべきである。

具体的には、「夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人の育成」、「次代を支える社会の一員として、倫理観た他人を思いやり敬う心を持つ、人間性豊かな人の育成」、「学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携」及び「だれもが生涯にわたり学び続ける、互いに高め合う地域づくり」の4つとして取り組んでいく。

(1)夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

高度情報化や経済活動のグローバル化の一層の進展により、これから社会は、これまで以上に変化の激しいものになることが見込まれる。

そうした変化の中でたくましく生き抜くためには、高度な知識や技能を身に付けるとともに、周囲の環境や社会動向に的確に捉え、自らが果たすべき役割を把握しながら、自立的に行動することが必要である。本県の教育においては、このような人づくりを進める必要がある。

(2)次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

人間は、社会を構成する一人として、社会の中で共に支え合い、助け合うことで生きていけるものである。これまでの歴史の中で先人たちが積み重ねてきた文化や規範を理解し、遵守するとともに、思いやりや助け合う心を持ち、他者と良好な関係を築きながら明日の社会を支えていく人づくりが求められる。

(3) 学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携を図り、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

教育の原点は家庭にあり、家庭において基本的生活習慣や自立心を育むとともに、地域が家庭を支え、その基盤の上に立ち、学校教育において体系的な知識・技能を修得し、集団生活の中で社会性を涵養することができるものである。

上記の二つの人づくりの目標である「夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人間を育む」、「次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に豊んだ人間を育む」の実現に向けては、学校・家庭・地域のそれぞれの教育基盤を充実させるとともに、相互に連携する仕組み作りを行い、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくっていく必要がある。

(4) 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

少子高齢化の進行や科学技術の高度化、情報化の進展の中で、物質的な豊かさに加え、生涯を通じて健康で生きがいある生活を送り、それぞれの自己実現を図ることができる多様な学習・活動の機会が求められている。

また、社会の変化の中で、生活に必要な知識・情報・技術等も変化しており、充実した生活を送るためには、生涯にわたり学び続けることができ、互いに高め合う地域社会をつくっていく必要がある。

本計画の目標の実現に向けて、以下の7つの施策の基本方向を示し取り組んでいく。

1 確かな学力と自立する力の育成

- (1) 基礎・基本の定着と活用する力の伸長（重点的取組）
- (2) 小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進（重点的取組）
- (3) 伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- (4) 時代の要請に応える教育の推進

2 豊かな人間性や社会性、健やか体の育成

- (1) 思いやの心を持ち、想像力に富んだ子どもの育成（重点的取組）
- (2) 悩みを抱える児童生徒への支援（重点的取組）
- (3) 体力・運動能力の向上（重点的取組）
- (4) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成（重点的取組）
- (5) 食に关心を持つ元気な子どもの育成（重点的取組）
- (6) 心身の健康を保つ学校保健の充実

3 特別な支援が必要な子どもへのきめ細かな教育の推進

- (1) 一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実（重点的取組）
- (2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

4 教員の資質・指導力の向上

- (1) 学び続ける教員のための体系的な研修（重点的取組）
- (2) 優れた人材の確保と能力を発揮できる人事システム
- (3) 教職員研修拠点施設の整備
- (4) 教員免許更新制の円滑な実施
- (5) 教職員を支える環境づくりの推進

5 期待と信頼応える学校教育の推進

- (1) 県立高校の改革の推進（重点的取組）
- (2) 開かれた学校づくりの推進（重点的取組）
- (3) 学習環境の整備の充実
- (4) 私学教育の振興

6 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり

- (1) 協働教育推進体制の整備
- (2) 安全・安心な子育て環境づくり（重点的取組）
- (3) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり（重点的取組）
- (4) 子どもたちの体験活動の推進

7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- (1) 多様な学習機会の提供（重点的取組）
- (2) 地域の生涯学習指導者の育成
- (3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実（重点的取組）
- (4) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- (5) 文化芸術による地域の活性化と担い手の育成（重点的取組）
- (6) 文化財の保護と活用

第4章 施策の基本方向

基本方向1

確かな学力と自立する力の育成

現状と課題

○全国学力・学習状況調査（平成20年度）から、本県の小中学生の結果は全国平均と比べてやや下回っており、基礎的・基本的な知識についてはおおむね定着しているものの、学んだことを活用する力に課題がある。一方、高校生では、県が実施している学力状況調査において、正答率が目標値に達しておらず、小中学生と同様に学習内容の定着不足が見られる。さらに、家庭での学習時間が、小・中・高ともに十分ではない。

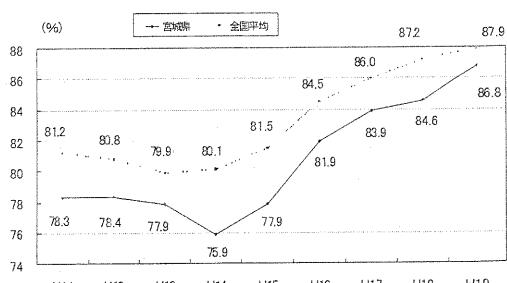
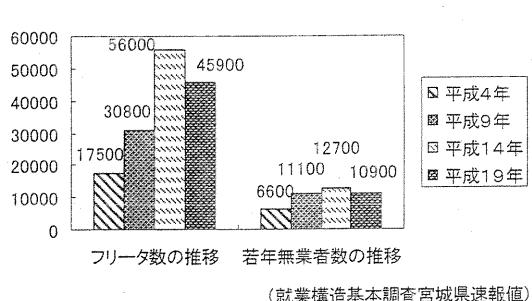
○ニート、フリーターと呼ばれる若者の数は、やや減少傾向にあるが依然高い水準である。また、新規高卒者の早期離職率が全国平均より高く推移している。さらに、本県高校生の大学・短大への現役進学達成率等は全国に比べ低い状況にある。このようなことから、児童生徒の自己理解を図り主体的に進路を選択する能力や態度を養い、望ましい勤労観や職業観を育成することが求められている。

○国際化や情報化の進展等により、子どもを取り巻く環境が急速に肥大化しており、児童生徒が、自國や他国の文化・伝統に関する知識や理解を深めるとともに、情報モラルなどを備えることが求められている。さらに、社会生活において環境問題に対する意識・行動が重視されており、地域の自然環境を生かした環境教育の充実が求められている。

【データ・グラフ】

◇全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果（平均正答率） 文部科学省

			「知識」に関するA問題				「活用」に関するB問題			
			問題数	全国平均 正答率	宮城県平 均正答率	全国平均 との比較	問題数	全国平均 正答率	宮城県平 均正答率	全国平均 との比較
小 学 校	国 語	H20	18	65.4	64.2	-1.2	12	50.5	49.2	-1.3
		H19	18	81.7	80.6	-1.1	10	62.0	61.0	-1.0
	算 数	H20	19	72.2	71.3	-0.9	13	51.6	50.4	-1.2
		H19	19	82.1	81.1	-1.0	14	63.6	61.4	-2.2
中 学 校	国 語	H20	34	73.6	73.8	+0.2	10	60.8	61.8	+1.0
		H19	37	81.6	80.8	-0.8	10	72.0	71.0	-1.0
	数 学	H20	36	63.1	61.4	-1.7	15	49.2	49.1	-0.1
		H19	36	71.9	70.3	-1.6	17	60.6	59.4	-1.2



◇新規高卒者の1年以内の離職率（%） 厚生労働省職業安定局調査「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査結果」

	H11.3卒	H12.3卒	H13.3卒	H14.3卒	H15.5卒	H16.3卒	H17.3卒	H18.3卒	H19.3卒
宮城県	26.3	27.0	27.6	32.0	28.8	25.5	25.5	26.2	23.6
全国	24.0	26.3	25.9	25.3	25.0	24.9	24.8	23.6	21.5

施策の方向

本県の児童生徒の現状から、学力向上を重要課題と認識し、自ら学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、自ら課題を見付け、自ら考え、主体的に判断し、解決する能力を育成することに取り組んでいく。

児童生徒の発達段階に応じ自らの適性を理解させるとともに望ましい勤労観や職業観を涵養し、社会において果たす役割を主体的に選択する能力を身につけさせるよう指導を図る。

また、国際理解、環境、情報処理など、今日的課題に関する学習や、ふるさと、福祉、人権に関する学習などを通して、社会を生きぬくための力を伸長していく。

(1)基礎・基本の定着と活用する力の伸長（重点的に推進する取組）

・新学習指導要領の円滑な実施に努め、児童生徒の学習状況の把握と学校の課題改善に向けた取組などを推進し、児童生徒の確かな学力の定着を図る。

(2)小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進（重点的に推進する取組）

・将来の職業や働くことについて意欲や関心を育てるため、地域や企業と連携しながら小学校から高等学校の教育活動全体を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を推進する。

(3)伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

・日本の伝統・文化への理解を深めるとともに、他国の文化や生活習慣等を理解し協調していくための能力や態度を育成する。
・小学校段階からの外国語活動と国際理解を深めるために、教員研修の充実や外国語指導助手の適切な配置等による、児童生徒のコミュニケーション能力向上に向けた教育を推進する。

(4)時代の要請に応えた教育の推進

・高度情報化社会に対応でいるよう、ICTを活用した学習活動を展開し、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルールやセキュリティなど情報モラル教育を推進する。
・人間と環境のかかわりについて理解し、環境への関心を高めるとともに、体験活動等を通じて地域に根ざした環境教育を推進する。
・宮城の自然や伝統、文化等について理解を深めるため、体験活動等で地域の人材や施設活用した学習活動を推進する。
・道徳や総合的な学習の時間を活用したボランティア活動の充実を図りながら、「思いやり」や「共生の心」を育てる教育を推進する。

取組 1

基礎・基本の定着と活用する力の伸長

本県の児童生徒の学力は全国と比較してやや低い状況であり、児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせることが重要である。この学力については、文部科学省の調査では、基本的生活習慣や学習習慣と大きく関係していると分析している。

そこで、教育の結果や児童・生徒の学力の状況を絶えず調査分析し、実態に即して指導の形態や方法を工夫しながら、全ての教科において基礎学力の確実な定着を図るとともに、家庭と連携して基本的生活習慣や学習習慣の定着に取り組んでいく。

さらに、基礎的・基本的な知識・技能を基にして、自ら主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、それぞれの教科で身に付けた知識や技能を活用する学習活動を展開し、児童・生徒の「確かな学力」の育成を目指した教育を推進していく。

【主な取組】

□教員の教科指導力向上

教員の教科指導力向上を図るため、教員のキャリアに応じた計画的な研修の実施や各学校に対して指導主事が継続的・個別的に学校を訪問・支援することなどにより校内研修の充実を図る。さらに、本県児童生徒の実態に基づいて作成した各種指導資料の有効活用を図り教員一人一人の指導力の向上を図る。

□学習指導体制の改善

児童生徒一人一人の学習状況に適切に対応し、指導効果が得られるよう少人数による指導体制を充実したり、学習意欲を喚起するため優れた知識技能を持つ社会人を講師として活用するなど、学習指導体制の工夫・改善に努める。

□小学校・中学校・高校の連携強化

入学後に学校になじめないために学力不振や不登校に陥る問題を解消し、小学校から高校までの12年間における学習を円滑に進めるため、小・中学校間及び中・高校間で教員が互いの学校を行き来しての授業参観や合同研修会を行ったり、児童生徒の交流や授業見学などによってスムーズな学校生活への移行を進める。

□学力・学習状況調査結果の活用

学力・学習状況調査等の結果に基づき、成果や課題を把握しながら、各学校の課題に応じた効果的な指導方法の開発や授業に集中できる環境づくりに努め、学力向上に向けた学校改善に取り組む。

□児童生徒の学習習慣の形成

家庭と学校の密接な連携を図り、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、個に応じた家庭学習のメニューの提示と実施の確認などにより家庭における学習習慣の形成を支援する。

また、放課後や長期休業中に学校で自習できるように学習スペースを確保する。

【家庭への期待と連携】

□基本的生活習慣・家庭学習習慣の定着

子どもが落ち着き安心して勉強に取り組むことができるよう親子のコミュニケーションの形成やはやね・はやおき・あさごはんといった基本的生活習慣を定着促進させるとともに、ノーテレビ・ノーゲームデーなどを実践し勉強に対する集中力の育成と家庭学習の習慣化へ取り組む。

【地域への期待と連携】

□ 学習の場の創設

各市町村教育委員会や地域の人材・大学等の協力による外部人材を活用した学習支援や放課後や週末、夏休みなどの長期休業中に地域における学習の場を設ける。

□ 社会総がかりの取組

学校や家庭だけでなく、地域や学校関係団体、企業等と協働しながら社会総がかりで児童生徒の基本的生活習慣の定着や学習習慣の形成を図る。

